

令和3年5月  
第168号

# 国保だより

編集  
川崎市健康福祉局  
医療保険部医療保険課

## 確定申告期限の延長に伴う国民健康保険料への影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から申告所得税等の申告期限が延長されました。国民健康保険料は、前年中(令和2年1月1日～令和2年12月31日)の所得をもとに決定しています。

令和3年度の国民健康保険料は6月に決定し、納入通知書でお知らせしますが、主に**確定申告期限の延長期間(3月16日～4月15日)に申告をされた方については**、申告された所得情報が間に合わず、当初の納入通知書に正しく反映されない場合があります。このような御世帯については後日、所得情報の確認ができ次第、軽減判定を含めて保険料の再計算を行い、8月以降に改めて納入通知書をお送りします。

## 勤め先の健康保険に加入したときや川崎市外に転出したときは、ご注意ください!

勤め先の健康保険に加入したときや川崎市外に転出したときは、新たな保険証を受け取ってなくても、勤め先の健康保険に加入した日・川崎市外に転出した日以降は、川崎市の国民健康保険証は使えません!

〇〇健康保険組合	本人	交付年月日:令和3年4月30日
記号:0000000 番号:0000000000(校番)00		
氏名 国保 太郎		
性別 男		
生年月日:平成〇年〇月〇日		
資格取得年月日:令和3年4月1日		
株式会社××××カンパニー		
発行機関所在地:神奈川県川崎市××区××町1-2-3 4階		
名称:〇〇健康保険組合		

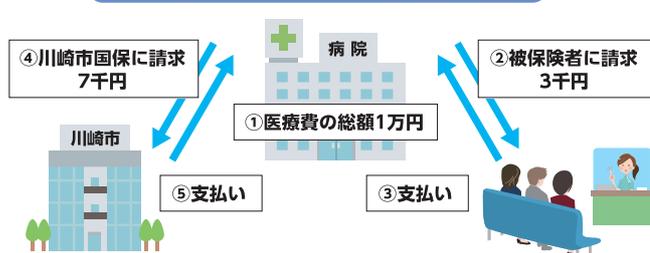
川崎市の保険証は、この日付以降は使用できません!  
(交付年月日より前でも×)

健康保険組合印

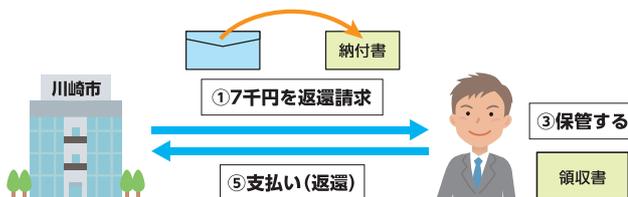
川崎市の国民健康保険証を提示して医療機関等を受診する場合、原則として3割を窓口で自己負担することになりますが、残りの7割は、後日、川崎市から医療機関に支払っています。

万が一、川崎市の国民健康保険証を提示して医療機関等を受診してしまった場合は、川崎市が負担した保険給付費(原則として総医療費の7割分)を返還していただくこととなります。

### 通常の医療費の流れ(自己負担3割の場合)



勤め先の保険に加入後や川崎市外に転出後の受診の場合、7千円の医療費を返していただくことになります。(この7千円は、【上図】の④にて、川崎市国保に請求された額です。)



支払後は、受診時に加入している(いた)健康保険組合で「療養費」として請求ができる場合がありますので、受診時に加入している(いた)健康保険組合に確認し、手続きしてください。

## インターネットでの脱退届出が可能です

会社等の健康保険に加入されたことにより国民健康保険を脱退される方については「ネット窓口かわさき」での届出も可能です。区役所・支所へ来庁することなく、お手持ちのパソコン・スマートフォンでの手続きが可能ですので、よろしければご利用ください。

ネット窓口かわさき

検索



(QRコード)

該当ページの申請メニュー「電子申請手続き一覧」⇒「年金・国民健康保険」

⇒「国民健康保険資格喪失届(社会保険等加入)」を選択し、必要事項を入力の上、届出をお願いします。

※初めて「ネット窓口かわさき」を利用する方は、利用者登録が必要です。(「ネット窓口かわさき」の「利用者メニュー」から登録できます。)

※届出の際には、会社等の健康保険から交付された新しい健康保険証(会社等の健康保険に加入した被保険者・被扶養者の方全員分)の写真またはスキャンした画像を添付していただく必要があります。

※会社等の健康保険又は国民健康保険組合への加入以外の事由による国民健康保険の脱退にはご利用できませんのでご注意ください。

## オンライン資格確認開始の見送りについて

当初、令和3年3月から開始予定とされていたオンライン資格確認ですが、国において開始見送りの決定がありました。健康保険証利用の申込を行ったマイナンバーカードをお持ちの方も、オンライン資格確認が開始されるまでの間に医療機関等に受診の際は、引き続き健康保険証の持参をお願いいたします。また、限度額認定証等が必要な方は、お手数ですが、お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係で申請をお願いします。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込は、現在も「マイナポータル」から行うことが可能です。また、ご自身で申込を行うことが困難な方は、各区役所・支所に設置している「マイナポイント申込等支援コーナー」で以下のとおり支援を実施しておりますので、ご利用ください。

### ～マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援について～

<開設期間> 令和3年9月30日(木)まで(当初予定していた令和3年3月末から延長となりました。)

<開設時間> 開庁日(平日)の午前9時から午後5時まで(事前の予約・申込みなどは不要です。)

<開設場所> 各区役所及び支所

<持ち物> ・マイナンバーカード ・カード交付時に設定した4桁の暗証番号

詳細は川崎市ホームページ内「オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用について」をご参照ください。



(QRコード)

## 税制改正による令和3年度国民健康保険料の変更について

給与所得控除や公的年金等控除から、基礎控除へ10万円振り替える等の税制改正が行われたことに伴い、令和3年度以降の国民健康保険料(以下「保険料」といいます。)の算定方法が変わります。

### 保険料(所得割額)の算定方法

国民健康保険料の所得割額は、国民健康保険に加入する個人ごとに給与所得や公的年金所得などから算出した「総所得金額等」から住民税の基礎控除を差し引いた金額(賦課基準額といいます。)を世帯で合算し、毎年6月に決定する料率を掛けて算出します。

税制改正により、給与所得控除額と公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられましたが、合わせて基礎控除額が10万円引き上げられた(33万円⇒43万円、合計所得金額2,400万円以下の場合)ため、ほとんどの世帯について賦課基準額や保険料に影響はありません。

ただし、給与収入が850万円(障害者の方は1,000万円)を超える方、公的年金収入がある方で公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える方、合計所得金額が2,400万円を超える方については、控除額が減少することにより賦課基準額が増加し、保険料が増額となる場合があります。

### 所得の基準による保険料(均等割額)の軽減措置

税制改正に伴い、基礎控除額が10万円引き上げられたため、軽減判定基準における基礎控除額相当分も33万円から43万円に上がります。しかし給与所得控除額や公的年金等控除額の引き下げによって所得が増加する方が世帯に2人以上いる場合は、33万円を43万円に引き上げるだけでは、保険料の軽減割合が縮小したり、軽減の対象から外れてしまう場合があります。

そのため、基礎控除額相当分を10万円引き上げるとともに、一定の給与所得者と公的年金等所得者が世帯に2人以上いる場合には、その合計数から1を引いた数×10万円を加えることにより、税制改正の影響を抑えるよう改正されました。

基準額	軽減割合
総所得金額等 ≤ 43万円+(給与所得者数の数(注)-1)×10万円	7割
総所得金額等 ≤ 43万円+(給与所得者数の数(注)-1)×10万円+(28.5万円×被保険者数)	5割
総所得金額等 ≤ 43万円+(給与所得者数の数(注)-1)×10万円+(52万円×被保険者数)	2割

(注)一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、又は公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方)をいいます。

### 軽減措置の判定に用いられる「総所得金額等」

賦課期日(当該年度の4月1日。ただし、年度途中で国民健康保険の資格を取得した世帯は資格取得日。)時点において、同一世帯における世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主も含みます。)及び被保険者の「総所得金額等を合計した金額」となります。

### 川崎市独自の保険料(所得割額)の軽減措置

保険料の負担を軽減するため、川崎市では独自の軽減措置として、当分の間、次の基準に該当する被保険者が世帯にいる場合、賦課基準額から一定金額を控除して、保険料の「所得割額」を算定します(①及び②については、同一世帯の被保険者のうち「最も賦課基準額が高い被保険者」から、③については、「当該控除を有する被保険者」から控除します。)

基準額	控除する金額
① 令和2年12月31日現在で16歳未満の被保険者(※)	33万円×該当人数
② 令和2年12月31日現在で16歳以上19歳未満の被保険者(※)	12万円×該当人数
③ 令和3年度の住民税の申告に「障害者控除」がある被保険者	控除相当の金額

※ 前年中の合計所得金額が48万円以下であること。税制改正の影響を抑えるため、38万円から48万円に引き上げられました。

## 申請が必要となる国民健康保険料の軽減・減免制度について

来庁が難しい場合は、お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係にお電話でご相談ください。

### 非自発的失業者に対する国民健康保険料の軽減措置

申請が必要です。

倒産、解雇、雇い止めなどを理由とした離職をされた方で、次の基準に該当する場合は、保険料が軽減されます。

基準	令和2年3月31日以降に退職された方で、雇用保険制度にて「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」として求職者給付を受ける方(※) ※「雇用保険受給資格者証」の離職理由の番号(2桁)が、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当される方が対象となります。 ※「雇用保険特例受給資格者証(特)」及び「雇用保険高年齢受給資格者証(高)」をお持ちの方は対象となりません。
軽減内容	離職された方の『給与所得』を100分の30として保険料を計算します。
軽減期間	離職年月日の翌日の属する年度の翌年度まで (軽減期間内に国民健康保険の資格を喪失する場合は、喪失までの期間)
届出に必要なもの	① 国民健康医保険被保険者証 ② 該当の方の雇用保険受給資格者証
届出場所	区役所保険年金課、支所区民センター保険年金係

### 保険料の減免措置

申請が必要です。

世帯主(納付義務者)又は被保険者が次のような場合で保険料の支払いが困難となった場合は、一定の基準に該当した世帯の保険料を減額又は免除する制度があります。減免の申請は、保険料の納期限内に行ってください。なお、納付済の保険料については、減免が適用されません。(災害・給付制限減免を除く。)

減免の種類	基準
災害減免	居住する家屋又は事業所が、震災、風水害、落雷、火災、その他の災害により著しい損害を受けた場合
生活困窮減免	長期にわたる病気、ケガ等の理由により生活が困窮した場合
所得減少減免	退職、事業の休廃止等により収入が著しく減少した場合
給付制限減免	刑事施設、少年院等に拘禁又は収容された場合
感染症影響減免	新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡若しくは重篤な傷病を負った場合、又は感染症の影響による退職、事業の廃止等により収入が著しく減少した場合

### 後期高齢者医療制度に加入した方の被扶養者に係る減免措置

申請が必要です。

今まで職場の健康保険等に加入していた方(加入者本人)が、75歳に到達する等により「後期高齢者医療制度」に加入することに伴い、その被扶養者の方(65歳~74歳の方のみ)が、新たに国民健康保険に加入する場合、申請により保険料を減免する制度があります。なお、納付済みの保険料については、減免が適用されません。

減免内容	所得割額: 免除 均等割額: 所得の基準による保険料の軽減措置前の均等割額の5割を減額
減免期間	所得割額: 国民健康保険に加入した月以降、当分の間(期限は定められていません) 均等割額: 国民健康保険に加入した月以降、2年を経過するまで

## 傷病手当金の支給(新型コロナウイルス感染症)について

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるため会社等を休み、事業主から給与等の支払が受けられない場合に傷病手当金の支給が受けられる場合があります。(事業所得のみの方については対象になりません。)

申請を希望される方は事前にお住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係にお問い合わせください。

またあわせて新型コロナウイルス感染症総合ページ内

「傷病手当金の支給(新型コロナウイルス感染症関連)」もご参照ください。

※支給対象期間は今後の感染状況により期間が延長される場合があります。

新型コロナウイルス  
感染症総合ページ



## 一部負担金（窓口負担額）の減免について

失業や災害などで収入が減り、一部負担金(病院等での窓口負担額)を支払うことが困難なときは、その状況に応じて原則3か月以内の期間で一部負担金を減額又は免除する制度があります。次の特別の理由のいずれかに該当し、収入の基準(生活保護基準の136%以下)にも該当することが条件となります。なお、一部負担金の減免を受けるためには、医療費の見込額(病院等での記入が必要です。)の他、特別の理由及び収入の基準に該当していることを証明する資料をご用意のうえ、事前に申請する必要があります。詳しくは、住所地を管轄する区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係にお問い合わせください。

特別の理由	収入の基準
震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき	免除 当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、生活保護法に規定する基準生活費の116%以下のとき
疾病又は負傷等により、収入が減少したとき	減額 当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、生活保護法に規定する基準生活費の116%を超え、136%以下のとき
事業の休廃止又は失業等により、収入が著しく減少したとき これらに類する事由があったとき	

## 国民健康保険料の民間委託について

川崎市では、国民健康保険料納付忘れの方に対して、川崎市が委託する事業者(NEC)より、お電話によるご案内やご自宅への訪問収納を実施しております。

訪問員は、身分証を携帯しており、必ずお見せします。**訪問員が、民間事業者名義の振込口座を指定した請求書の送付や、金融機関のATM(現金自動預け払い機)の操作案内を行うことはありません。**

## 保険料の支払いは、便利な口座振替で

国民健康保険料の支払いは、口座振替が便利です。口座振替は、金融機関窓口での申し込みの他、各区役所・支所窓口でキャッシュカードを使って申し込みます。詳細は各区役所保険年金課及び支所区民センター保険年金係にお問い合わせください。

## 一定の障害がある65歳～74歳の方について

65～74歳で一定の障害がある方が申請し、広域連合に認定された場合は75歳になる前であっても後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度への加入により、医療機関にかかるときの自己負担割合や保険料が下がる場合※があります。

なお、一定の障害とは、障害基礎年金1級または2級の国民年金証書をお持ちの方、身体障害者手帳1～3級または4級の一部の方、療育手帳A1またはA2の方、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方が該当します。

詳しくはお住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係にお問合せください。

※ 後期高齢者医療制度に加入した場合と加入しなかった場合のどちらの方が自己負担割合や保険料が下がるかは、所得、世帯等の状況により異なります。

## お問合せは、コールセンターをご利用ください

国民健康保険全般(資格・給付・賦課・収納)に関するお問合せは、**「川崎市こくほ・こうきコールセンター」へ**

おなやみ  
☎044-982-0783

### ご利用時間

平 日：8時30分から17時15分まで  
第2・第4土曜日：8時30分から12時30分まで

※ 土曜(第2・第4土曜を除く。)、日曜、祝日、年末年始はご利用できません。  
※ ご利用には、通話料がかかります。